

# 大阪市立桃谷中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成31年4月1日

令和2年4月1日：改定

令和3年4月1日：改定

令和4年4月1日：改定

令和5年4月1日：改定

いじめ防止のためには、日頃から子どもの実態を適切に把握し、生命を大切にし、自他を尊重する学校作りが求められる。また人間性と正義感にあふれ、子どもどうしが繋がりあえる学級作り、人権感覚や豊かな心をはぐくむ教育活動や環境作りも求められる。家庭・地域・関係諸機関との連携・協働による活動の場を持ち、子どものサインにいち早く気づける体制を築いていく。についてはここにいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

また、学校基本方針は、保護者や地域住民が確認できるようホームページに掲載するとともに、入学式や年度初めの始業式等、全体集会などで周知する。

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

### 「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人間関係を指す。

### 「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害生徒に対する指導等、適切な対応が必要となる。加えて、被害者の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合とは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけたが、すぐに加害生徒に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に基づく「いじめ防止対策委員会（以下に定義）」で情報共有する。

「具体的ないじめの態様」は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い「いじめ」のない集団の育成のために「**大阪市立桃谷中学校いじめ防止基本方針**」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ③ いじめは大人には気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ④ いじめは人間として絶対に許されない行為であるという強い認識を持つ。
- ⑤ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが重要である。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 「わかる授業づくり」のために、全教員による授業研究、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。
- ② 「居場所づくり」生徒が学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感を持てるように、授業において話し合い活動などの共通実践を実施する。

## (2) 自己有用感を高めるために

- ① 豊かな体験活動の推進により、生徒たちの内面に根ざした道徳性の育成を図る。
- ② 本物の芸術・スポーツ等に触れることにより、生徒たちの豊かな感性を育んでいく。
- ③ 多文化共生を基盤とした国際理解教育を計画的・組織的に推進する。姉妹校連携を結んでいる甘泉外国語中学との相互の短期留学（1, 2学年）や作品交流を通じて、国際交流を推進する。
- ④ 将来の進路や生き方への関心を深めるため、さまざまな職業について学習し、地域のもづくり企業に学び職場体験（2学年）を実施する。生野区役所と連携して「次世代の職業体験プログラム」に取り組む。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育に基づく性教育として、生命や自他を大切に互いに尊重・できる人間関係を育むことを目指し、系統的・組織的に取り組む。1年生「生命誕生」、2年生「セクシャルマイノリティ」、3年生「思春期教室」について学習する。
- ② 全学年においてLINE、SNSの正しい使い方について学習する。
- ③ 「昼レク」や「行事スローガン」の設定など、仲間づくりをする活動を生徒会主体で取り組んでいる。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### 【早期発見の基本】

- ① 生徒のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき、速やかに対応すること

### 【いじめの早期発見のための取組】

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）
- ② 変化の記録（5W1H…誰が何をいつどこでなぜどのように）
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）教育相談週間の実施  
学期に1回実施  
※ 状況により臨時にアンケートを実施する
- ④ 月1回実施する連絡会で、生徒の情報交換を行い、情報の共有を図る  
(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭)  
※欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連絡等の励行
- ⑤ スクールカウンセラーの活用
- ⑥ 関係外部諸機関との連携  
(生野警察署・こども相談センター・中央少年サポートセンター等)

## ⑦ いじめ相談窓口の周知

### ○いじめ S O S

メールアドレスgaibutuuhou@yodo-law.com

F A X 06-6233-5170

### ○電話教育相談（こども専用）…こども自身から悩みなどに相談

TEL06-4301-3140（月から金曜ただし、祝日・年末年始を除く9時～19時受付）

### ○電話教育相談（保護者専用）

TEL06-4301-3141（月から金曜ただし、祝日・年末年始を除く9時～19時受付）

### ○24時間電話いじめ相談…毎日24時間いじめに関する相談をお受けします。

TEL0120-0-78310（全国共通）

※一部のIP電話、PHSではつながりません。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員は、いじめを発見し、または生徒及び保護者等から相談・通報を受けたときは、対策委員会に速やかに報告する中で組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会への報告を怠ることがあってはならない。
- ② いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒に対して、背景を踏まえた適切な指導をするとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるような措置をとる。
- ④ いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置を行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、被害生徒の心のケアにあたる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### （1）学校内の組織

## ① いじめ対策委員会

### <構成メンバー>

管理職・教務主任・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

### <役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

## 7. 重大事案への対処

いじめの重大事態とは、  
「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を指す。

(いじめ防止対策推進法第28条)

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は速やかに市教育委員会へ報告し、市教育委員会の指導助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処する。

調査に関わる重大事態の事実関係などその他の必要な情報を、いじめを受けた生徒など及びその保護者に対して適切に提供する。

### ※ いじめ発見の際の流れ

